

令和6年2月2日 立川市広報課
送付文書 計1枚

報道機関 各位

経営改善緊急支援金の申請受付を始めます

立川市では、コロナ禍が落ち着いて以降も長引く物価高騰等の影響が続く中、専門家のアドバイスを踏まえた経営改善計画を立てる等、経営体制の強化に向けた取り組みに着手する中小事業者に対し、支援金を支給します。

概要は下記の通りとなります。つきましては、経営改善緊急支援金について、貴報道機関におきまして記事等で掲載のご協力をお願い申し上げます。

(経営改善緊急支援金の詳細につきましては、市ホームページをご参照ください。)

記

●対象事業者

対象期間中に外部の専門家（経済産業省認定経営革新等支援機関）による経営相談を行って事業運営上の課題解決の取組に着手している市内中小事業者（別途要件あり）

●対象期間

令和5年4月1日から令和6年9月30日まで

●支給金額

売上規模に応じて、3段階で支給

- ①10万円（売上高1,000万円未満）
- ②20万円（売上高1,000万円以上1億円未満）
- ③30万円（売上高1億円以上）

●申請期間

令和6年1月31日から令和6年12月2日まで

【問い合わせ】

立川市 産業文化スポーツ部 産業振興課長 奥野 武司
TEL 042-523-2111 内線 2154